

平成30年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成30年(2018年)11月15日(木)

午後2時00分～午後2時45分

場所 市庁舎本館3階302会議室

1 出席者 伊東会長、松本委員、片岡委員、原委員、高橋委員、深澤委員、多田委員、内門委員、増井委員、中村委員、綾部委員

以上11名

(欠席者：松井委員、川口委員 以上2名)

事務局：高橋健康・こども部長、春原保険年金課長、草山課長代理、木村担当長、宮田主査、工藤主任、加藤主任

以上7名

2 傍聴者 0名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会長：協議会次第にしたがいまして議事を進めます。本日の議題に入ります。

議題(1)「仮係数に基づく平成31年度の納付金・標準保険税率の説明」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：仮係数に基づく平成31年度の納付金・標準保険税率について

資料を確認しながら、納付金と標準保険税率の概要、特に保険税率を決める賦課割合、31年度の収納率及び被保険者数の予測値について説明した。また、31年度の特殊事情として消費税率の引き上げに伴う納付金への影響についても説明した。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見などお伺いしたいと思えます。

委員：仮係数と平塚市の税率の差はまだまだあるという説明でした。以前の説明ですと法定外繰入金はその差を埋めていたという話でしたが、30年度の税率を決めるときに、段階的に調整し

ていく、という説明でした。平成31年度はどのような調整をしていくのか教えてください。

事務局： 税率に影響するものは例年2種類ありますが、一つ目は医療費増加の影響分、もう一つは法定外繰入金で調整していた分です。また、31年度の特殊事情として三つ目があり、消費税率の引き上げに伴うものです。

まず医療費の増加分ですが、今お示した30年度と31年度の仮係数の納付金の差、あるいは1月に示すことになる30年度と31年度の本係数での納付金の差がほぼこれに当たるといえます。前期高齢者交付金の影響部分がありますが、それを除いた医療費の増加分については、基本的には、税率に反映していく部分と考えています。

続いて、2つ目は、一般会計からの法定外繰入金の減額分です。本来は保険税で負担すべきものですが、税率の大きな変化を避けるため、3年かけて赤字補てん分を削減する方針を昨年度に定めています。残り2年間で3億円を削減する予定ですが、31年度は2億2千万円、32年度は8千万円程度と年度間の差があるため、国民健康保険基金を活用して平準化し1億5千万円程度にできないかを検討していきます。基金の取り崩し額の規模などは精査してから判断したいと考えています。

最後に、平成31年度の特殊な事情ですが、平成31年10月に消費税率が見直されることを受け、医療費の基礎となる診療報酬の改定が年度初めにも見込まれています。こちらは、本係数で示されることになるため、現段階では上げ幅が見込めません。平塚市では、税率の計算は仮係数に基いて行うため、現段階で見込みを盛り込んだ上で税率を計算すべきか、あるいは国民健康保険基金の取り崩しで対応すべきか、など財源に検討すべき点がありますが、税率を精査してからの判断になると考えています。

会長： 他の方でご意見、ご質問ありましたらお受けしたいと思います。

委員： 資料の議題(1)－①の中で、前期高齢者交付金が減額の大きな要因だということでしたが、31年度の予算書には見えてこないののでどのようになったのかお聞きしたい。また、資料の議題(1)－①の2の納付金基礎額のところで過去3年間の医療費を全国平均と比較して算出したということですが、この結果平塚市ではどうなったのかお聞きしたい。それから、他の委員から話のあったその他一般会計繰入金の中で、県内の他の自治体ではこの3年間の中でどのように動いているのか。どれくらいの自治体が繰入金を0にしていこうと進めているのかお聞きしたい。

事務局： 3点のご質問をいただきましたが、まず前期高齢者交付金についてです。交付された額ということではなく、決算をしたときに概算で交付された額を精算するのですが、28年度の精算をした30年度の時にはプラスで追加交付されたのですが、今回はマイナスで2千万円の返還となりました。総額というよりも概算と精算結果のずれということになります。ではなぜ概算がそれだけずれたのかという話になりますが、大きく影響しているのは30年度にかけて国保を脱退した前期高齢者が増えたため、交付対象者が減少したという点です。もう一つは金

額の見込みですが、前期高齢者交付金の交付時の医療費見込額は2年前の医療費を参考としますが、29年度の計算は27年度の医療費を元に計算しています。この27年度というのはハーボニーなどの新薬の影響で医療費が暴騰した年のため、医療費も伸び率も高く、概算の算定額も高くなっていました。これが影響して昨年度の交付は多くなっていましたが、今年度は平準に戻ったので下がりました。医療費の実態には今年度の方が近いのではないかと考えます。

次に、医療費指数の増減についてですが、医療費指数は過去3年間の伸びを計算し、3年間の指数を平均して数値で考えます。29年度の場合は0.9358442228062、30年度は0.9513743157697と1.5%増加しています。この医療費指数は全国平均に対して平塚市の医療費がどれくらい上がったかということを示しているのので、平塚市は全国平均よりも約1.5%伸びが大きかったということです。さらに全国平均そのものが3~4%上がっているため、併せて考えると平塚は高くなったと考えています。28年度、29年度の伸びが大きいのですが、その原因の地域特性として考えられるのは、市内の総合病院が相次いで改装されたりしておりますので、その影響もあったのではないかと推測しています。

最後に、繰入金の周辺自治体の実態ですが、政令市は国の交付金の計算式が別のため除外させていただきますが、湘南地域ですとほとんどの自治体が実際は不要になっている水準になっていると思います。それはなぜかと言いますと、法定外繰入金を上回る繰越金を出せている、すなわち法定外繰入金を入れなくても黒字になる予算の自治体が近隣でもあります。平塚市は、8月の運営協議会でご説明しましたが、純粋には2億円後半くらいの赤字になっており法定外繰入金の必要な状況ですので残っています。近隣自治体は税率が高いという理由がありますが、法定外繰入金が残っているのは湘南地域では8市のうち平塚市を含め2~3市かだと思います。県央は所得の関係で法定外繰入金が多いことはありますが、それでも県内全域ですと、半分くらいの自治体は法定外繰入金を解消しているのではないかと思います。また、特殊な例で、所得が高いために標準税率が高くなりすぎてしまう市町村は税率が大きく変わりやすいため、激変緩和ということで県から交付金が出ております。そのような市町村は交付金を入れている手前、法定外繰入金をそのまま残すところも若干出そうだという話は聞いております。特殊な例を除けば半分くらいの市町村はすでに解消済みだと思います。

委員 : ありがとうございます。そうすると平塚市は、今後繰入金全体を見ていくと平成26年度決算では14億円の法定外繰入金を入れていたのが、平成30年度予算では約4億9千万円ということで、約10億円は減少していますが、これをさらに最終年度には8千万円にするということでしょうか。また、応能割を増やして所得に応じた負担をお願いしたいという点で徐々に54%に上げていくということですが、平塚市は子育て中心の施策をいろいろやっていますが、均等割を値上げすると子供の多い世帯での負担も増えてしまうので、平等割と均等割のうち、なぜ均等割を値上げするのか教えてください。

事務局 : 繰入金についてですが、現在約5億円ありますが、31年度は約2億2千万円減らせればよいと考えております。その翌年に8千万円減らし、最終的には、法定外繰入金の中に国が行っ

てよいと言っている法定外繰入金が今の試算では約2億円ありますので、2億円前後になればそこで下げ止まりにしたいと考えています。市町村によってはそれも0円にしているところもありますが、平塚市では地方単独事業、すなわち障害や子ども、ひとり親の方に医療費を支援している分については市の政策的な判断で増えている分のため、一般会計から繰り入れてもよいと国が判断して決算補填外となっておりますので、その分は残す予定です。残り3億円を削るのも、一気に削るのではなく調整し、その際に今年度積み立てた基金をどのように使うか考えていきたいと考えています。

均等割額については、子どもの多い世帯も含め全体的にも負担がかかってしまうところだとは認識しております。ただ、平成29年度までであれば市町村の裁量で判断できたのですが、広域化されたことにより県の標準税率に合わせていかなければいけなくなりましたので、今回は比率としては上げることになってしまいますが、金額としてどの程度抑えられるか今後検討していきたいと考えています。

委員：国が3千4百億円を毎年出していくということで平塚市にも入ってきていると思います。県単位になったことによって被保険者に大きな負担にならないように交付していくお金だったと思うのですが、平塚市ではその部分が一般会計からの法定外繰入金を減らしていくだけで被保険者にとって何かプラスになっているのかお聞きしたいと思います。

事務局：国から入ったお金ですが、元の法定外繰入金は15億円ありました。こちらが昨年の段階で予算上は5億円まで減額できました。28年度に税率を上げた影響もあると思いますが、それを除いても10億円減額したうちのほとんどが国のお金が大きかったと思います。7億円くらいは国のお金ではないかと思っています。本来であればこの7億円分、税率を上げなければいけなかったはずですが、それをしなくて済んだというのが大きいと思っています。平塚市の場合、7億円で一人約1万円程度税金を下げている効果があると思っていますので、先ほどお話ししました法定外繰入金を解消した他市の場合は、標準税率の計算値より1万円以内の差しかなければ法定外繰入金が解消できていたということです。平塚市は他市に比べて標準的な税の考え方でいうと1万円以上、市の税金で補てんしていたためまだ残っているのではないかと考えています。ですので、これから3億円減らすと説明しましたが、国からの支援がなければ、これが10億になるわけですから、削減期間も税率の上げ幅も相当違ったのではないかと考えています。

会長：他の委員の方はよろしいでしょうか。

では他にご意見もないようですので、議題(2)その他の方に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：平成30年12月31日で現委員の方の任期が満了となります。

次回の第3回は来年1月17日の木曜日、午後2時から、410会議室で開く予定です。案件につきましては、現段階で3件を予定しています。

まず、本日、説明しました「仮係数に基づく平成31年度の納付金・標準保険税率」を踏まえ、保険税率を見直すための国民健康保険税条例の一部改正案について諮問します。

続いて、今年1月の運営協議会で建議をいただきました、軽減税率の見直しが平成31年度も行われるようです。税制改正大綱を受けた地方税法等の一部改正にともなう国民健康保険税条例の一部改正案について、こちらにも建議をいただくことになりそうです。

このほか、平成31年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案と事業を説明する予定です。説明は以上です。

- 会 長 : 今の事務局からの説明に、ご質問等ありますか。他にご質問がないようでしたら、議題(2)その他はこれで終わらせていただきたいと思います。
- 本日用意された議題は一応終了いたしました。そのほかに委員の皆様からなにかございますか。特にないようございますので、議事に係る事項を終了させていただきます。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。